水道料金減免措置の実施のお知らせ

物価高騰の影響を受けている住民を支援するため、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」等を活用し、次のとおり水道料金の減免措置を実施する予定です。

予定する減免措置の内容

対 象 者　契約している上水用途が家事用の使用者

減免金額　基本料金１，４９６円/月（税込）

対象期間　減免措置の期間は、市町村により異なります。

茂原市……６～１１月の検針分（６か月分）

【７～１２月の請求額から減免します】

睦沢町……６～９月の検針分　（４か月分）

【７～１０月の請求額から減免します】

その他の市町村（※）…６・７月の検針分　（２か月分）

【７・８月の請求額から減免します】

（※　一宮町、長生村、白子町、長柄町、長南町、市原市の一部）

※今回の減免措置に対する手続きは不要です。

減免した額でご請求します。

下水道は対象外です。

契約している上水用途の確認方法

予定する減免措置の対象は、契約している上水用途が「家事用」となっている使用者となります。契約している上水用途は検針時に配布する「ご使用水量のお知らせ」に記載されていますので、ご確認ください。

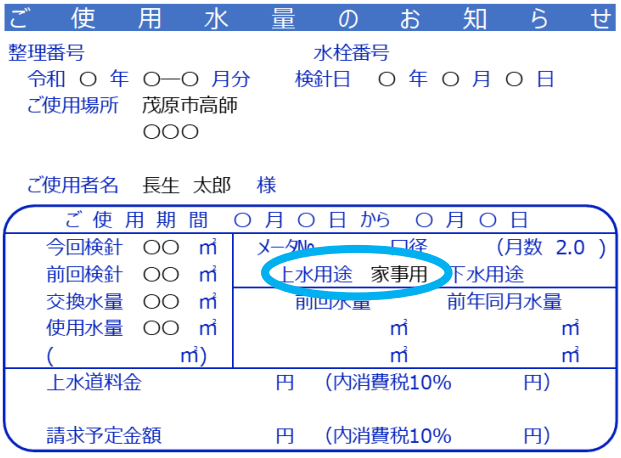

ご　使　用　水　量　の　お　知　ら　せ

整理番号　　水栓番号

令和 ○ 年 ○―○ 月分　検針日　○ 年 ○ 月 ○ 日

ご使用場所　茂原市高師 ○○○

ご使用者名　長生　太郎　様

ご 使 用 期 間　○ 月 ○ 日 から　○ 月 ○ 日	
今回検針　○○ ㎥	メータNo.　口径　（月数 2.0 ）
前回検針　○○ ㎥	上水用途　家事用　下水用途
交換水量　○○ ㎥	前回水量　前年同月水量
使用水量　○○ ㎥	㎥　㎥
（　㎥）	㎥　㎥
上水道料金	円　（内消費税10%　円）
請求予定金額	円　（内消費税10%　円）

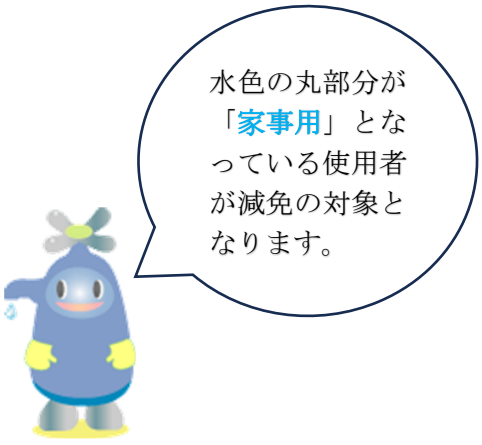

個人商店などを営んでいたが閉店し、用途を変更していない使用者の方は、水道部業務課までお問い合わせください。

※ 減免を受ける際の用途の変更は５月末までにお願いいたします。

詐欺にご注意ください！

この減免の手続に関して、長生広域水道部から電話や訪問をすること、銀行やコンビニのＡＴＭへ誘導することはありません。

不審な連絡などがあった場合は、その場で口座番号、電話番号などを答えず、水道部までお問い合わせください。

■問い合わせ　長生郡市広域市町村圏組合　水道部業務課

☎０４７５－２３－９４８２